

和島地域マスコットキャラクター「なら王わし麻呂」着ぐるみ等貸出要領

1 目的

この要領は、各種イベント等で和島地域マスコットキャラクター「なら王わし麻呂」の着ぐるみ等を活用した和島地域のPR活動並びに和島地域の活性化を図ることを目的に和島地域ふるさと創生基金事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が着ぐるみ等の貸出について必要な事項を定める。

2 貸出対象者

都道府県、市町村、和島地域の関係機関(含学校)・団体のほか実行委員会が適当と認める者とする。

3 貸出方法

- ① 着ぐるみ等の借り受けを希望する者（以下「借受者」という。）は、実行委員会事務局（和島支所地域振興課内）に電話等で貸出状況を確認の上、借受申請書（様式第1）を提出するものとする。
- ② 実行委員会は、前項による申請が適当と認められるときは、許可書（様式第2）を発行し、借受者に着ぐるみ等を貸出すものとする。尚、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順を基本とする。
- ③ 借受者は着ぐるみ等を実行委員会事務局から直接受けとり、直接返却することを原則とする。運搬等にかかる費用は借受者の負担とする。
- ④ 貸出に伴う着ぐるみ等の搬出、搬入作業は、原則として借受者が行うものとする。

4 貸出期間

原則として7日間以内とし、使用後は速やかに返却する。

5 貸出料金

着ぐるみ等の貸出料金は、無料とする。

6 損害賠償

借受者が故意又は重大な過失にかかわらず（搬出、搬入、運搬中を含む。）着ぐるみ等を破損・汚損した場合、借受者はその修繕等にかかる費用を負担しなければならない。

7 その他

- ① 借受者は、着ぐるみ等を使用して、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招く恐れのある活動をしてはならない。
- ② 借受者は、着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。
- ③ 借受者は、着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについて、別紙1の使用上の注意事項により取り扱わなければならない。
- ④ その他、この要領に定めのない事項は、借受者と実行委員会が協議をして決定する。

附則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

別紙 1

和島地域マスコットキャラクター（わし麻呂くん）着ぐるみ等使用上の注意事項

1 着ぐるみ使用の際

(1) 着脱するとき

- ア 着脱の際、着ぐるみを破損・汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。（取扱説明書を参考に使用すること）
- イ 着ぐるみ内部が高温となるため、装着の際は出来るだけ軽装になること。
- ウ 着脱時、関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意すること。

(2) 活動するとき

- ア 着ぐるみを破損・汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- イ 雨雪の下では原則として使用を控えること。なお、使用中に雨雪となった場合は、速やかに使用を中止すること。
- ウ 足下の視界が悪いため、活動の際は基本的に誘導係を付けること。また、小さいお子様等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すのは避け、転倒にも十分注意すること。
- エ 熱が本体にこもり、長時間着用すると気分が悪くなることもあるので、適宜交代すること。
- オ 操演者は声を出さないこと。ジェスチャー以外で何かメッセージを伝える必要がある場合は、司会者等が耳打ちされる形で代弁してあげること。
- カ 付属の本は、基本的に左手で持つこと。時々、本を見る仕草をする。

(3) 使用後

- ア 風通しの良い場所で、十分乾燥させてから返却すること。また、必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。
- イ 破損、汚損、部品を紛失した場合、直ちに申し出ること。